○近畿地方整備局告示第二十四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

その関係図面は、令和八年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
八号	近江八幡市馬淵町字道南一七三八番地内

供用開始の期日	令和八年三月二十六日
図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局滋賀国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

その関係図面は、令和八年三月二十六日から二週間一般の縦覧に供する。

路線名	供用開始の区間
二十四号	橿原市小槻町四一五番一から同市小槻町四一三番二まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）

供用開始の期日	令和八年三月二十六日
図面縦覧場所	近畿地方整備局及び同局奈良国道事務所

○近畿地方整備局告示第二十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　滋賀県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十九年近畿地方整備局告示第二百号大津湖南都市計画道路事業三・三・十四号片岡栗東線

三　事業施行期間　自平成二十九年十二月七日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成二十九年近畿地方整備局告示第二百号の事業地のうち勝部五丁目字下小福寺及び字上小福寺、勝部四丁目字上中ノ町及び字山科並びに千代町字西浦、字貝田、字道具、字守、字高田及び字正田地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十四年近畿地方整備局告示第六十八号南部大阪都市計画道路事業三・三・二百十九―七号大阪岸和田南海線及び三・四・二百十九―十四号泉大津阪本線

三　事業施行期間　自平成十四年三月二十五日至令和九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　大阪府

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十一年近畿地方整備局告示第五十四号東部大阪都市計画道路事業三・三・二百十八―一号大阪住道線

三　事業施行期間　自平成三十一年三月二十五日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第二十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十六年近畿地方整備局告示第二百十九号中播都市計画道路事業三・三・三号国道線及び三・四・二十二号大日線

三　事業施行期間　自平成二十六年十二月十六日至令和十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　変更なし

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　平成三十年近畿地方整備局告示第百二十二号東播都市計画道路事業三・四・三号国道二号線及び三・四・百四十八号米田平荘線

三　事業施行期間　自平成三十年八月十七日至令和十九年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成三十年近畿地方整備局告示第百二十二号の事業地のうち兵庫県加古川市米田町船頭字山ノ内、字川バタ及び字古川並びに加古川町本町字外新田地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

○近畿地方整備局告示第三十一号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十六日

近畿地方整備局長　齋藤　博之

一　施行者の名称　兵庫県

二　都市計画事業の種類及び名称　令和三年近畿地方整備局告示第百七十五号中播都市計画道路事業三・五・二百四号本龍野富永線及び三・四・十五号龍野太子線

三　事業施行期間　自令和三年十一月十一日至令和十二年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　令和三年近畿地方整備局告示第百七十五号の事業地のうち、たつの市龍野町富永字常心坊地内において、事業地を変更する。

使用の部分　なし